

## 山口県景観サポーター制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、景観に興味を持ち、美しいやまぐちづくりを実践する個人又は団体を募り、情報や交流の場を提供することにより、県民の景観意識の醸成と景観形成活動の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 美しいやまぐちづくりとは、県土の良好な景観に気づき（再発見し）、景観として感じ取り、住民・事業者・市町・県が協働して良好な景観を「保全」・「形成」・「活用」しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組むことをいう。

2 山口県景観サポーター（以下「サポーター」という。）とは、景観に興味を持ち、美しいやまぐちづくりを実践し、県が作成するサポーターリストに登載された個人又は団体をいう。

### (サポーターの募集とサポーターリストの登載)

第3条 県は、募集要領を作成し、広くサポーターを募集する。

2 県は、別記第1号様式による申請があり、かつ、サポーターリストについて第4条に基づく取扱いがされることについての承諾があった場合は、サポーターリスト（別記第2号様式）に登載する。

3 サポーターは、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに県に変更届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

4 県は、前項による変更届があった場合は、速やかにサポーターリストを修正する。

### (サポーターリストの取扱い)

第4条 県は、景観形成活動の促進のためにサポーターリストを使用する。

2 県は、市町又は民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人から、景観形成活動を目的としてサポーターリストの提供申請（別記第4号様式）があった場合は、サポーターリストの写しを提供することができる。

### (サポーターへの情報提供)

第5条 県は、サポーターに対して、景観や景観形成活動に関する情報提供を行う。

### (セミナー等の開催)

第6条 県は、サポーターが自らの活動を報告できる場、他の地域での活動を知ることができる場、景観に関する知識を習得できる場、サポーター相互の交流を図れる場を得られるように、セミナー等を開催する。

### (庶務)

第7条 サポーター制度に関する庶務は、土木建築部都市計画課で処理するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。